

# ＝ 税務TOPICS ＝

## 【消費税】 事業者免税点制度の改正 ～適用要件の追加～

平成 23 年 6 月の消費税法改正のうち、  
**本年 1 月から適用**の部分について、ご紹介します。

### 1. 従来の制度

基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、(1 年決算法人の場合) **原則として翌々期から**課税事業者となる。【図 1】

### 2. 追加された要件

特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、**翌期から**課税事業者となる。【図 2】

### 3. 特定期間とは

☆個人事業者の場合

前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間

☆法人の場合

前事業年度開始の日以降 6 ヶ月の期間  
 (前事業年度が 1 年でない場合などは別段の定めあり。)

### 4. 給与等支払額による判定

上記 2 の判定基準により特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合においても、同期間中の給与等支払額(所得税の課税対象とされる給与・賞与の合計額)が 1,000 万円を超えていないときは、**選択により免税事業者と判定することができる。**

### 5. 適用開始時期と特定期間の相違

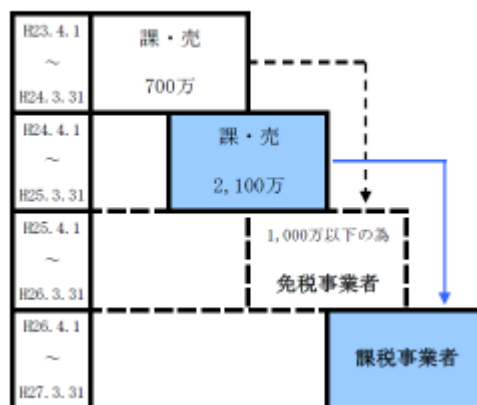
この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以降に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 上記 2 による判定期間(特定期間)は、**事業年度が 1 年の 3 月決算法人の場合、平成 24 年 4 月 1 日～9 月 30 日までの期間**となり、既に経過している為、**注意が必要。**(平成 25 年 4 月 1 日～9 月 30 日までの期間ではありません。)

### 6. 届出

新たな要件により課税事業者となる場合は、『消費税課税事業者届出書』を速やかに提出する必要があります。

【図 1】従来の免税点判定



【図 2】追加要件による判定

